様式第3号(第3条関係)

整理番号	２５―６７

公文書一部開示決定通知書

鹿市商観第　２２７号
平成２５年１２月２日

[redacted]
[redacted]　様

鹿島市長　樋　口　久　俊　印

平成２５年１１月１８日に受理しました公文書の開示請求については、鹿島市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり一部を開示することに決定したので通知します。

公文書の件名又は内容	平成25年8月28日付鹿市商観第170号で名義後援の承諾をした「ソーシャルツアー@ＳＡＧＡ@鹿島編」の事業報告書
開示の期日	平成　年　月　日(　)
開示の時間	午前 午後　時　分から　午前 午後　時　分まで
開示の場所	
開示の方法 ※希望する方法を○で囲んでください。	1　閲覧　2　視聴　3　写しの交付 4　郵便等での送付による写しの交付
公文書の一部を開示しない理由	鹿島市情報公開条例第7条第2号に該当 (具体的な理由) ・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの
上記の理由がなくなる時期	年　月　日
担当課	商工観光課　電話番号　０９５４－６３－３４１２

注　1　公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
2　指定された日時に来庁できない場合は、あらかじめその旨を担当課まで連絡してください。
3　「上記の理由がなくなる時期」欄は、開示できる期日が明白な場合のみ記入されています。公文書の開示を希望される場合は、この日以後に改めて請求してください。
4　写しの送付を希望された場合には、「開示の期日」、「開示の時間」、「開示の場所」の欄は空欄になります。

＜教示＞　1　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法第6条の規定により、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に鹿島市長に対して異議申立てをすることができます。
2　この決定の取消しを求める訴えは、決定があったことを知った日から6か月以内に、鹿島市(訴訟において鹿島市を代表する者は、鹿島市長となります。)を被告として裁判所に提起できることとされています。なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。